

1. 過去 20 年間の薬剤師数の推移

厚生労働省による 2018 年の医師・歯科医師・薬剤師統計¹⁾によると、同年 12 月 31 日現在における全国の届出薬剤師数は 311,289 人で、男性 120,545 人（総数の 38.7%）、女性 190,744 人（同 61.3%）となっている。過去 20 年間の薬剤師数の推移は表 1 に示した通りで、20 年前と比べて約 10 万人増加していると推計される。

2. 文部科学省と厚生労働省の役割

文部科学省関連では、2004 年に学校教育法が一部改正され、大学の薬学を履修する課程のうち、薬剤師の養成を目的とし、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする課程については、その修業年限を 6 年とすることが定められた。これに伴い、厚生労働省関連では薬剤師法が一部改正され、大学の修業年限 6 年の薬学を履修する課程を修めて、卒業した者に薬剤師国家試験受験資格を与えることとなった。これらの改正は 2006 年 4 月 1 日から施行され、薬剤師養成のための薬学教育修業年限は 6 年となった。

その後、大学における薬学教育については文部科学省の「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」が、薬剤師国家試験については厚生労働省の「医道審議会薬剤師分科会」において検討が行われている。

3. 免許制度と免許試験制度

薬剤師免許については、薬剤師法において以下の通り定められている。第 2 条「薬剤師になろうとする者は、厚生労働大臣の免許を受けな

表 1 薬剤師数の年次推移

	薬剤師数 (人)	増減率 (%)	人口10万対 (人)
1998年	205,953	6.0	162.8
2000年	217,477	5.6	171.3
2002年	229,744	5.6	180.3
2004年	241,369	5.1	189.0
2006年	252,533	4.6	197.6
2008年	267,751	6.0	209.7
2010年	276,517	3.3	215.9
2012年	280,052	1.3	219.6
2014年	288,151	2.9	226.7
2016年	301,323	4.6	237.4
2018年	311,289	3.3	246.2

(厚生労働省、医師・歯科医師・薬剤師統計：結果の概要¹⁾より)

ければならない」、第 3 条「薬剤師の免許は、薬剤師国家試験に合格した者に対して与える」、第 7 条「免許は薬剤師国家試験に合格した者の申請により、薬剤師名簿に登録することによって行う。厚生労働大臣は、免許を与えたときは、薬剤師免許証を交付する」。

薬剤師国家試験の科目は、物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務の 7 科目で、試験問題数は「必須問題」90 問、「一般問題（薬学理論問題）」105 問、「一般問題（薬学実践問題）」150 問の計 345 問である。なお、薬学実践問題は「実務」20 問、「実務」とそれ以外の科目とを関連させた複合問題 130 問で出題される。

合格基準は以下の①と②を満たした上で禁忌肢の選択状況を加味するとされている。①問題の難易を補正して得た総得点について、平均点と標準偏差を用いた相対基準により設定した得

^{*1} Pharmacist

^{*2} Akihiro Nakamura 昭和大学薬学部

点以上であること。②必須問題について、全問題への配点の70%以上で、かつ、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の30%以上であること。

4. 従事する業務内容・医療現場の典型例

薬剤師法第1条は薬剤師の任務を「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする」と定めている。従来の薬剤師は、病院および保険薬局における医薬品の調剤が医療現場における主な業務内容であったが、現在は個々の患者に対する薬剤管理指導などの対人業務にシフトしている。薬剤師が業務に従事する現場もこれまでは病院・保険薬局の薬局内が主であったが、病棟や居宅など患者のベッドサイドに広がっている。保険薬局やドラッグストアで勤務する薬剤師においては、地域住民の健康サポートやセルフメディケーションの支援などが今後展開すべき業務として重要である²⁾。

5. 薬剤師法

薬剤師法は、総則、免許、試験、業務、罰則の5章で構成されている。最近の改正は2020年に行われた第4章「業務」の第25条の2第2項で、薬剤使用期間中の患者フォローアップが義務化された。第25条の2の条文は以下の通りである。

(情報の提供及び指導)

第25条の2 薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

2 薬剤師は、前項に定める場合のほか、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には、患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するととも

に、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

6. 教育機関の数、国公立の別

2021年4月時点で6年制薬学教育課程を置く教育機関は、77大学79校(2大学が2校ずつ設置)で、国立14校、公立5校、私立60校である。2021年度の6年制課程の入学定員は、11,795人で、内訳は国立604人、公立485人、私立10,706人となっており、90.8%を私立大学が占めている。

7. 大学における教育課程

国公立の全79校において、文部科学省の「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」によって策定された「薬学教育モデル・コアカリキュラム平成25年度改訂版(改訂コアカリ)」に準拠した教育が実施されている。改訂コアカリでは6年卒業時に必要とされる「薬剤師として求められる基本的な資質」として、「薬剤師としての心構え」「患者・生活者本位の視点」「コミュニケーション能力」「チーム医療への参画」「基礎的な科学力」「薬物療法における実践的能力」「地域の保健・医療における実践的能力」「研究能力」「自己研鑽」「教育能力」が設定されている。臨床における実践的能力を培うため4年次の2月から5年次にかけて、薬局11週間、病院11週間の参加型実務実習が行われる。医学・歯学と同様、実習前には全大学で薬学共用試験CBT(Computer-Based Testing)と、OSCE(Objective Structured Clinical Examination)を実施し、実習生の質的保証を行っている。実習施設として附属病院や附属薬局を有する大学は少ないため、多くの学生が各地域の病院・保険薬局で実習を行っている。

各大学の6年制薬学教育プログラムの質を保証するため、2013年度より薬学教育評価機構が評価基準に基づく第三者評価を実施しており、大学は7年ごとに受審する。

8. 卒後研修制度、主なキャリアパス

全国的に統一された卒後研修制度は無く、病院や薬局において独自の研修が実施されている。2020年、日本学術会議薬学委員会「薬剤師職能とキャリアパス分科会」は提言「持続可能な医療を担う薬剤師の職能と生涯研鑽薬剤師」³⁾を発表した。同提言では図1に示すように、レジデント制度などの諸制度が個々の薬剤師の必要に応じて提供されることにより、薬剤師は生涯研鑽を続けながら、質の高い薬物治療の提供と国民の健康増進に寄与するとしている。

9. 学会などの団体による専門家認定制度

2020年時点において10の専門薬剤師と、30以上の領域別認定薬剤師制度が存在する³⁾。それぞれの専門薬剤師や領域別認定薬剤師の認定は、日本病院薬剤師会や日本医療薬学会などの職能団体や学会等において行なわれているが、認定要件は組織ごとに異なっている。前述の「薬剤師職能とキャリアパス分科会」は「名称の整理や認定基準の整合性を図るとともに、制度の

質保証の仕組みを見直しさらに検討すべきである」と提言している³⁾。

10. 薬学教育に関する話題

2022年度に文部科学省においてモデル・コア・カリキュラムの医・歯・薬同時改訂が行われ、2024年度入学生から適用される予定である。

2021年6月に厚生労働省の「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」のとりまとめが公表され、「将来的に薬剤師が過剰になると予想される状況下では、入学定員数の抑制も含め教育の質の向上に資する、適正な定員規模のあり方や仕組みなどを早急に検討し、対応策を実行すべき」と提言された⁴⁾。この提言を受けて文部科学省は「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」を2021年8月に設置し、薬学教育の質保証に関する検討を開始した。6年制薬学教育の改善・充実とともに、薬剤師の卒後研修制度の整備に向けた議論も厚生労働省の下で始まっている。

薬学教育評価機構による6年制薬学教育プログラムの第三者評価は2019年度に全大学の1

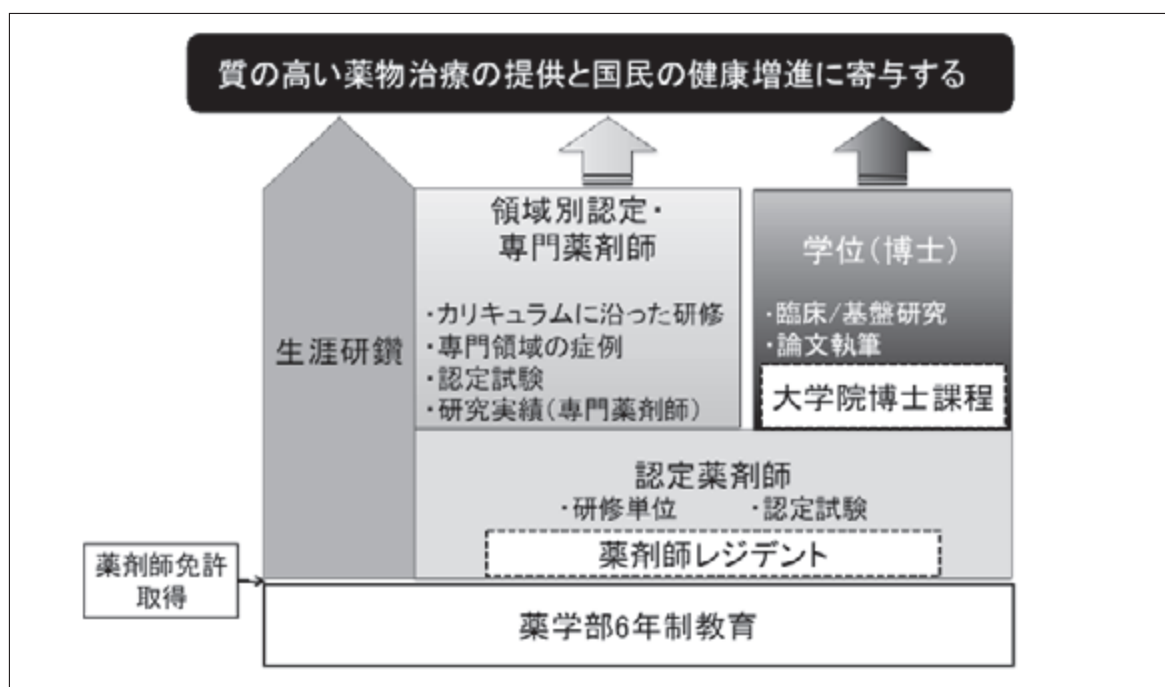


図1 薬剤師職能と生涯研鑽

(日本学術会議薬学委員会薬剤師職能とキャリアパス分科会、提言「持続可能な医療を担う薬剤師の職能と生涯研鑽」³⁾、2020、p.14より引用)

回目の受審が終了した。2021年度からは「3つのポリシーに基づく教育の実施」, 「内部質保証」, 「学修成果の評価」に重点をおいた評価基準（改定版）に基づいた第2期の評価が始まる。

■文 献

- 1) 厚生労働省. 医師・歯科医師・薬剤師統計：結果の概要. <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/33-20c.html> (最終閲覧日：2021.9.15).
- 2) 厚生労働省. 患者のための薬局ビジョン. Oct. 2015. https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/vision_1.pdf (最終閲覧日：2021.9.27).
- 3) 日本学会会議薬学委員会薬剤師職能とキャリアパス分科会, 持続可能な医療を担う薬剤師の職能と生涯研鑽. Sep. 2020. <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t296-2.pdf> (最終閲覧日：2021.9.21).
- 4) 厚生労働省. 薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ. Jun. 2021. <https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000799524.pdf> (最終閲覧日：2021.9.21).